

## 令和2年度事業計画

長崎県における平成30年度末の汚水処理人口普及率は80.9%で全国平均91.4%よりも低く、およそ26万人分の生活雑排水が未処理のまま側溝、河川等へ放流されています。

このような状況の中、生活排水を個別に処理する浄化槽は、下水道と同等の処理性能を有しながら、設置場所を選ばず、短期間に設置でき、また、下水道等と比較して安価で地震等の災害にも強く、今後の人口減少社会に対応しやすいため、汚水処理施設の整備が遅れている地域においては、その普及促進が求められています。

また、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」、「浄化槽台帳の整備」、「協議会の設置」「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」等を内容とする浄化槽法の一部改正が昨年度行われ、行政機関や関係業界との連携が益々重要となっています。

これらの状況を踏まえ、当協会は浄化槽の普及促進及び公共用水域の水環境保全のため、令和2年度は次の事業に取り組んでまいります。

### 1. 法定検査事業（66,000基）

- (1) 11条検査 64,200基
- (2) 7条検査 1,800基

### 2. 行政機関との連携事業

浄化槽の設置者による適正な維持管理を推進し、水環境を保全するために設置した「浄化槽実務者会議」を開催し、法定検査の拒否者対策、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進、浄化槽の使用状況の把握、浄化槽台帳の突合等に関することについて協議し、浄化槽業務の円滑な推進を図る。

### 3. 法定検査の拒否者対策事業

新たに発生した検査拒否者に対して行政と連携して、法定検査の受検の必要性について啓発チラシを配付し受検を促す。

### 4. 単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進事業

行政機関と連携して単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促すチラシを作成の上、単独浄化槽管理者へ配付することにより啓発を行う。

### 5. 浄化槽協会会員との連携事業

- ① 浄化槽協会会員を対象に講習会や意見交換会を開催し、連携の強化を図る。
  - ・講習会開催予定地：県央地区、西彼地区
  - ・意見交換会開催予定地：県北地区
- ② 浄化槽保守点検業登録更新に関する情報を事前に提供する。

## 6. 全浄連浄化槽機能保証制度登録業務

(一社)全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度事業に関する受付・登録済証の交付業務を行う。

## 7. 検査手数料の未収金対策事業

- ① 弁護士事務所を活用した請求方法を導入し、未収金対策を強化する。
- ② 未収金発生の防止および事務簡素化のため、検査手数料の口座振替を促進する。

## 8. 検査技術の向上事業

- ① 九州地区指定検査機関協議会が開催する研修会へ参加する。  
(令和2年度は、九州地区指定検査機関協議会の会長県として本県で開催する)
- ② 指定検査機関四国地区協議会が開催する研修会へ参加する。  
(開催地：徳島県)
- ③ 全国浄化槽技術研究集会へ参加する。  
(開催地：大阪府)

## 9. 検査結果の解析による地域への還元事業

- ① 浄化槽の処理方式や建物の用途とBODの関係等について解析し、維持管理に資する。
- ② 水質が悪化している浄化槽について、異常個所の確認作業手順にそって追跡調査を継続し、改善事例のデータを蓄積する。

## 10. 本所事務所の移転新築

本所事務所の移転新築にむけて、建物の基本設計・実施設計を行うとともに移転先用地の「土地開発協議」や「農地転用許可」等必要な手続きを進める。

## 11. 浄化槽普及啓発事業及び情報の提供

- ① 検査に関する詳細情報の提供  
法定検査実施地域の年間スケジュールの情報や浄化槽の設置状況及び法定検査結果等についてホームページ上で公表する。
- ② 行政等が主催する浄化槽講習会へ講師を派遣する。
- ③ 自治体が主催する環境等のイベントを活用して啓発を行う。  
参加予定自治体：諫早市（いさはやエコフェスタ）
- ④ 児童を対象に、環境問題への関心を持ってもらうことを目的として環境教育講座を開催する。
- ⑤ 浄化槽の適正な管理を促す啓発チラシを作成し配付する。

## 1 2. 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

本事業の対象となる浄化槽管理者に対して、事業の案内をし周知を図る。

## 1 3. 検査済ステッカーの見直し

円滑な検査業務を実施するため、内容の見直しを検討する。

## 1 4. 検査結果書の見直しの検討

よりわかりやすい検査結果書とするため、内容を検討する。